

議案第 36 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市長の附属機関として小田原市こども・若者施策会議を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として次の会議を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小 田 原 市 こ ど も ・ 若 者 施 策 会 議	小田原市こども計画並びにこども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

次の委員会等を廃止することとする。

- (1) 小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会
- (2) 小田原市子ども・子育て会議
- (3) 美食のまち小田原推進事業者選定委員会
- (4) 小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会

3 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正（改正条例附則第2項関係）

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会の委員の報酬額に係る規定を削除することとする。（別表第3関係）

4 小田原市青少年未来会議条例の廃止（改正条例附則第3項関係）

小田原市青少年未来会議条例を廃止することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日